

令和2年4月15日
名古屋市住宅都市局建築審査課

建築基準法に基づく仮設許可・仮使用認定の 手続きに関するお知らせ

建築基準法に基づく仮設許可、仮使用認定の手続きについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、当面の間、来庁による相談や協議をできるだけ避け郵送などにより進めることもいたしました。

感染拡大の防止にご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

<手続きの流れ>

- ①事前に各担当へ電話確認をした上で、協議の図面や書類を郵送又は電子メールでお送りください。
- ②送付された書類から質問等を電話や電子メールで問い合わせをいたします。
※連絡先の電話番号、メールアドレスの明記をお忘れなくお願いいたします。
- ③協議が整い次第、案件ごとに今後の進め方を指示させていただきますので、対応の程よろしくお願いいたします。

<注意事項>

- 通常の手続きと比べ、書類のやりとりや意思疎通に時間を要すると考えられるため、大幅な時間を要する見込みとなりますのでお時間に余裕をもって協議を進めてください。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

送付先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（西庁舎2階）
名古屋市 住宅都市局 建築審査課 建築審査係 宛
メールアドレス a2929@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

その他

ご不明な点等がございましたら、下記担当窓口までご連絡ください。

<担当窓口>

名古屋市住宅都市局建築審査課建築審査係（仮設許可担当・仮使用認定担当）
TEL 052-972-2929・2930